

光学式文字読取装置等機器賃貸借

仕様書

堺市 会計室 会計課

目次

- 1 件名
- 2 概要
- 3 賃貸借期間
- 4 対象機器
- 5 設置場所
- 6 調達範囲
- 7 納入機器等の条件
- 8 機器等の納入
- 9 納入期限等
- 10 設計、設定、構築、動作確認作業等
 - 10.1 全般
 - 10.2 OCR
 - 10.3 クライアントパソコン
 - 10.4 プリンタ
- 11 保守業務
 - 11.1 保守概要
 - 11.2 保守体制
 - 11.3 保守の内容
- 12 動産保険
- 13 賃貸借期間終了後の取り扱い
- 14 賃借料の支払い
- 15 賃借料以外の費用負担
- 16 機密保護
- 17 その他付帯事項
- 18 その他

1 件名

光学式文字読取装置等機器賃貸借

2 概要

本仕様書は、既存の光学式文字読取装置（以下「OCR」と記載する）システム（Microsoft Access で作成されたシステム。OCR で読み取った収入データを用いて財務会計システムまたは各所管課の徴収システムの消込をすることで、事務の省力化を図り、迅速かつ適正な収入事務を行うことを目的とする。それに付随して、指定金融機関が行う出納管理及び収支に関する市への報告書類の作成も担うものである。）で使用する OCR、ハードウェア（OCR システム制御端末及びプリンタ）及びソフトウェア等の納入、設定作業、動作確認作業、並びに賃貸借期間終了後の機器のデータ消去及び撤去等に関するものである。

なお、OCR の定期点検、障害対応、部品交換等の保守、及び OCR システム構成機器における障害範囲切り分けのためのメーカーとの連携、また、読取プログラム、帳票設定、出力データレイアウト等の業務アプリケーションに係る保守は、本賃貸借契約には含めないものとし、甲と OCR システム提供元又は別途定める保守業者との別途契約により実施するものとする。

2の2 当事者の表示

本仕様書において、「甲」とは賃借人である堺市をいい、「乙」とは賃貸人をいい、「丙」とは売主及び借入機器等の構築、設定、納入、設置等を行う者をいう。

3 賃貸借期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 60 ヶ月間とする。

4 対象機器

別紙 1 『システム構成明細』のとおりとする。

5 設置場所

別紙 2 『導入場所と台数』のとおりとする。

6 調達範囲

- (1) 別紙 1 『システム構成明細』に記載の機器及びソフトウェア（以下「借入機器等」という。）の賃借（リース）
- (2) 借入機器等の設定、納入、設置、動作確認作業、電源工事、LAN 配線等の環境整備
- (3) 借入機器等のうち、OCR システム制御端末、プリンタ、ミドルウェア、SQL ライセンス等、メーカー保守パック又はこれに準ずる保守サービスが提供されるものについて、当

該保守パック等の調達、登録及び賃貸借期間中の有効化を行うこと。なお、当該保守パック等に係る費用は賃貸借（リース）費に含めること。

(4) OCR の定期点検、障害対応、部品交換等の保守、OCR システム構成機器における障害範囲切り分けのためのメーカーとの連携、並びに読取プログラム、帳票設定、出力データレイアウト等の業務アプリケーションに係る保守は、本契約の調達範囲に含めないものとする。これらは、甲と OCR システム提供元又は別途定める保守業者との別途契約により実施する。

(5) 賃貸借期間終了時の機器のデータ消去及び搬出、運搬、引き取り

(6) その他、仕様書に定める作業

7 納入機器等の条件

本調達により納入する機器等の条件は以下のとおりとする。

- (1) 保守の効率を考慮し、機器種別ごとに同一メーカーの同一モデルであること。
- (2) 未使用品であること。
- (3) 環境負荷等を考慮し、堺市グリーン調達方針に定める判断の基準を満たしていること。

詳細は、堺市 HP

http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/shishin/kankyo/torikumi/green_chotatsu.html

を参照のこと。

- (4) システムを構成する端末・ディスプレイ・プリンタのスペックは以下を推奨とする。

ア 制御用デスクトップ端末

OS : Windows11 pro / CPU : Core i5-13400 プロセッサー以上 / HDD : SSD 256GB
以上 / メモリ : 8GB 以上

イ 修正用デスクトップ端末

OS : Windows11 pro / CPU : Core i3-13100 プロセッサー以上 / HDD : SSD 256GB
以上 / メモリ : 8GB 以上

ウ ディスプレイ HDMI 接続 / 21.5 インチワイド液晶

エ プリンタ

モノクロ A3 レーザー（両面） / 印刷スピード 約 30 枚/分以上 /
給紙可能枚数 500 枚以上

8 機器等の納入

(1) 機器の運搬、搬入、設置等に必要な一切の諸経費については、賃貸借（リース）費に含むこと。

(2) 甲が指定する場所へ指定する台数を納入すること。なお、納入場所は、別紙 2「導入場所と台数」から甲が別途指示する。

(3) 納入設置スケジュールを作成し、甲の承諾を得ること。また、甲の指示に従って納入

作業を実施すること。甲からの指示が別途必要な場合は、何に関してどのような内容の指示が必要なのかを具体的に示すこと。

(4) クライアントパソコンの設定作業は、丙内であらかじめ実施し、現地作業を極力軽減するよう、事前設定を行い納品すること。

(5) 納入するすべての機器に、甲が指定する管理ラベルを貼付すること。また、設定内容と対応した納入機器一覧を提出すること。

(6) 納入機器の当初不良に関しては、速やかに代替機(本仕様の要件をすべて満たすもの)を無償で提供すること(故障機および代替機の送料は乙が負担するものとする)。なお、当初不良対応は納入及び検収に係る対応であり、賃貸借期間中の保守範囲とは区別するものとする。

(7) 納入した全ての機器について動作確認テストを行い、正常動作を確認すること。なお、動作確認テスト項目は、全ての借入機器が正常に動作することが判断できるよう、必要なテスト項目を適切に設定し甲と合意すること。

(8) 機器の動作や運用に不必要な段ボールや添付品等の廃棄物については、丙が責任を持って処分すること。なお、納入の際に必要な一時的な作業場所については、納入設置スケジュールを元に協議後、甲が用意する。

(9) 動作確認作業において問題が生じた場合は随時、対応内容及び結果を含め詳細に報告し、賃貸借期間開始日前に問題を解決すること。また、必要に応じて借入機器に対するチューニング等の技術サポートを実施すること。問題解決のために発生した費用は丙が負担すること。

(10) 甲が動作確認中に発生した機器障害又は不具合については、丙の責任において原因確認及び必要な初期対応を行うこと。ただし、OCRの保守、OCRシステム構成機器における障害範囲切り分けのためのメーカーとの連携、並びに読取プログラム、帳票設定等の業務アプリケーションに係る保守対応は、本契約の対象外とする。

(11) 借入機器等の設置等に伴って必然的に必要になる物品については、本仕様書の記載の有無に関わらず無償で提供すること。

(12) 設置場所を事前に下見を行い、機器の設置場所(配置)・電源・LANケーブル配線の確認を行い、各拠点の機器配置図を作成し、甲に提出すること。

9 納入期限等

(1) 下記の資料について、落札後速やかに提出し、甲の承諾を得ること。また、変更が生じた場合は、甲の承諾を得たうえ、速やかに修正し再提出すること。

ア マスタスケジュール

イ 借入機器等明細書

ウ 借入機器詳細仕様

エ 保守対象・保守対象外区分一覧

オ メーカー保守パック等の内容、期間、サポート条件及び登録状況を示す資料

(2) 納入機器は、賃貸借期間開始までに、設置場所ごとに甲が指定する期日に納入すること。

10 設計、設定、構築、動作確認作業等

10.1 全般

(1) 甲との連絡調整を行う窓口を設置すること。また、担当者については、調達機器等の仕様を熟知し、甲からの質問及び調整事項への適切な対応ができる者を配置すること。なお、人員及び体制については、事前に甲の承諾を得ること。

(2) 全ての作業において、甲の承諾を得た上で作業を行うこと。また、全ての作業についてパラメタシート及びマニュアルを作成し提出すること。

(3) 作業実施前には、必ず甲と調整会議を開催し、作業内容等の確認を行うこと。また運用継続性を最優先として期間や作業仕様を甲の指示に従って調整すること。

(4) 作業に際しては甲の通常業務に影響を与える恐れがあるか十分に調査を行うこと。また、影響がある場合は、事前にリスク等を明らかにし甲と協議のうえ、甲の指示に従い責任をもって対応すること。

(5) 各種設計、手順等甲が指示する資料については、ドキュメント化したうえで甲の承諾を得ること。

(6) 甲に提出する資料は、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint 等により作成した再利用可能な電子ファイルを提出すること。主な対象は以下のとおりとする。

ア 展開計画書 兼 マスタスケジュール（契約締結後速やかに）

イ 展開手順書（設定・構築作業開始前までに）

ウ PC 障害時復旧用マスタデータ（令和9年3月31日までに）

エ 機器配置図（令和9年3月31日までに）

オ 機器構成図（令和9年3月31日までに）

カ ネットワーク図（令和9年3月31日までに）

キ 設定書（機器、OS、ソフトウェアの設定内容）（設定・構築作業開始前までに）

ク 機器の管理番号、IP アドレス、コンピュータ名等、運用に必要な内容
（令和9年3月31日までに）

ケ テスト計画書及びテスト結果報告書（動作確認作業開始前までに）

コ ユーザ登録したシリアルナンバー等の一覧表（令和9年3月31日までに）

サ 各種機器及びソフトウェアの運用マニュアル（令和9年3月31日までに）

シ 作業完了報告書（令和9年3月31日までに）

10.2 OCR

(1) OCR の搬入、設置、接続（電源、LAN/USB 等）を行い、利用可能な状態に設定する

こと。

- (2) OCRに必要なドライバ、ユーティリティ等を導入し、必要に応じてファームウェアを最新安定版へ更新すること。更新を行う場合は、事前に内容を甲へ提示し承諾を得ること。
- (3) 読取条件（読取モード、搬送、傾き補正等）について、既存運用を踏まえた設定を行うこと。
- (4) テスト帳票（甲が提示する帳票又は丙が用意し甲の承諾を得た帳票）により、スキャン画像品質、給紙搬送、重送検知等の動作確認を実施すること。
- (5) 既存 OCR システムとの連携が正常に行えることを確認し、問題がある場合は、賃貸借期間開始前の導入作業として必要な確認及び対応を行うこと。ただし、OCR の賃貸借期間中の保守、OCR システム構成機器における障害範囲切り分けのためのメーカーとの連携、並びに読取プログラム、帳票設定等の業務アプリケーションに係る保守対応は、本契約の対象外とする。
- (6) OCR の賃貸借期間中の定期点検、障害対応、部品交換等の保守は、本契約には含めないものとする。

10.3 クライアントパソコン

- (1) OS を含めた各ソフトウェアの動作仕様の確認や、不具合の調査などについては、丙側で各ソフトウェアの調査に必要な体制や、サポート窓口を設けて問題解決をすること。ただし、賃貸借期間中における OCR システム構成機器の障害範囲切り分け、メーカーとの連携及び業務アプリケーションに係る保守対応は、本契約の対象外とする。
- (2) 甲にて現在稼働している OCR システムを導入し、問題なく動作するように設定及び動作確認を行うこと。

10.4 プリンタ

- (1) プリンタの搬入、設置、接続を行い、甲の指定するネットワーク設定（固定 IP アドレス等）を実施すること。
- (2) クライアントパソコンへ必要なプリンタドライバを導入し、既存の OCR システムからの出力に必要な印刷設定（用紙サイズ、給紙トレイ、両面、解像度等）を行うこと。
- (3) テスト印刷を実施し、帳票出力が正常に行えることを確認のうえ、結果を報告すること。
- (4) 必要に応じてプリンタのファームウェア更新を行う場合は、事前に内容を甲へ提示し承諾を得ること。

11 保守業務

11.1 保守概要

賃貸借期間中における本契約の保守対象は、借入機器等のうち、OCR システム制御端末、

プリンタ、ミドルウェア、SQL ライセンス等、メーカー保守パック又はこれに準ずる保守サービスが提供され、かつ本契約において保守対象と定めるものについて、当該保守パック等を調達、登録、期間管理し、甲又は別途定める保守業者が当該保守サービスを利用できる状態を維持することに限る。

なお、OCR の定期点検、障害対応、部品交換等の保守、OCR システム構成機器における障害範囲切り分けのためのメーカーとの連携、並びに読取プログラム、帳票設定、出力データレイアウト等の業務アプリケーションに係る保守は、本契約の保守対象外とし、甲と OCR システム提供元又は別途定める保守業者との別途契約により実施するものとする。ただし、乙及び丙は、本契約により調達したメーカー保守パック等の利用に必要な契約番号、登録情報、問い合わせ先その他の情報を甲又は甲が指定する保守業者へ速やかに提供し、当該保守サービスの利用に支障が生じないよう協力すること。

11.2 保守体制

- (1) 乙及び丙は、本契約の保守対象となる機器、ソフトウェア及びライセンス等に係るメーカー保守パック等の内容、保守連絡先、受付時間、対応条件、保守サービス内容を、落札後速やかに文書で提示し、甲の承諾を得ること。
- (2) 丙は、本契約により調達するメーカー保守パック等について、登録手続、期間管理、登録情報の報告及び変更が生じた場合の情報更新を行うこと。
- (3) 保守対応時間、オンサイト対応の有無、部品交換、代替機提供その他の対応条件については、各メーカー保守パック等のサービス仕様に従うものとする。丙は、その内容を甲が確認できる資料として提出すること。
- (4) 本契約により調達するメーカー保守パック等を、甲又は別途定める保守業者が利用するために必要となる契約番号、登録番号、シリアル番号、問い合わせ先等の情報を整理し、甲へ提出すること。
- (5) 甲の業務及び稼働中の業務システムに影響があると考えられる作業を実施する場合は、あらかじめ作業内容、作業日時、影響範囲等を甲に報告し、甲の承諾を得た上で実施すること。

11.3 保守の内容

- (1) 乙及び丙は、本契約の保守対象となる機器、ソフトウェア及びライセンス等について、メーカー保守パック又はこれに準ずる保守サービスを賃貸借期間中有効に利用できるよう、必要な手続を行うこと。
- (2) メーカー保守パック等の登録内容、期間又は利用条件に変更が生じた場合は、速やかに甲へ報告し、必要な情報更新を行うこと。
- (3) 本契約により調達するメーカー保守パック等の利用にあたり、甲又は別途定める保守業者から保守サービス利用に必要な情報提供を求められた場合は、丙は速やかに当該情報

を提供すること。

(4) 本契約の保守対象となるソフトウェア、ミドルウェア及びライセンス等に係るサポート権、アップデート権その他保守サービスに含まれる権利については、製造元又は提供元が当該権利を提供している期間及び範囲に限り、賃貸借期間中に甲又は別途定める保守業者が利用可能な状態を維持すること。

なお、製造元又は提供元によるサポート等の終了に伴う後継製品又は新たなバージョンの調達及び導入は、本契約に含まれないものとする。

(5) メーカー保守パック等の対象となる機器について、記録装置の交換又は撤去が発生する場合に備え、記録装置の取扱条件、返却可否、データ消去証明書の発行可否等を事前に確認し、甲へ報告すること。

(6) ファームウェア、デバイスドライバ、OS パッチ、ミドルウェアの更新等をメーカー保守パック等の範囲で実施可能な場合は、その提供条件、適用条件、サポート条件等を甲が確認できるよう資料を提出すること。なお、実際の適用要否判断、業務影響確認、障害範囲切り分け及びメーカーとの連携については、本契約の対象外とする。

(7) 本契約の保守対象には、次の作業を含まないものとする。

ア OCR の定期点検、予防保守、障害対応、部品交換

イ OCR システム構成機器における障害受付、一次切り分け、障害範囲切り分け、メーカーとの連携及び復旧支援

ウ 読取プログラム、帳票設定、出力データレイアウト等の業務アプリケーションに係る保守

エ 帳票の追加、変更、削除、読取条件の業務的調整

オ 甲の運用変更に伴う OCR システムの設定変更

カ メーカー保守パック等の対象外となる消耗品交換、操作支援、教育、その他メーカー保守条件に含まれない作業

(8) 本契約において、定期点検は実施しない。

1 2 動産保険

本調達により納入した機器について、賃貸借契約期間中、乙の負担により、動産保険に加入すること。

1 3 賃貸借期間終了後の取扱い

(1) 賃貸借期間満了後、再賃貸借契約を行う場合は甲と協議し決定すること。

(2) 撤去機器等の対象物品、撤去時の作業内容（電源等工事含む）、及び搬出計画等の資料を、賃貸借期間満了の 6 ヶ月前までに、甲と協議の上で速やかに提出すること。

(3) 撤去機器等の対象には、撤去機器の添付紙マニュアル、添付媒体、保守備品、保守媒体を含むこと。なお、廃棄するものについては、廃棄物処理法を遵守すること。

- (4) 機器の解体、電源、及びネットワークの取り外し、設置場所からの搬出は、閉庁日（土、日、休祝日）に行うこと。
- (5) 撤去機器に搭載しているハードディスク等の記録装置に対し、完全消去を実施し、その証明書と証明写真を提出すること。
- (6) 市役所本庁及び各区役所からの搬出時は、甲が別途指示する搬入口を使用し、必要に応じて、器物破損防止のために養生すること。
- (7) 撤去やデータ消去等にかかる一切の経費は賃貸借（リース）費に含むこと。なお、ライセンス提供されたものは甲に帰属すること。

1 4 賃借料の支払い

甲は、賃貸借契約書の定めに従い、乙に賃借料を支払う。

1 5 賃借料以外の費用負担

甲は、本契約に関し、契約書に定める以外の費用は一切負担しない。

1 6 機密保護

本契約内で得た情報に関して、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外に使用、開示してはならない。また、個人情報等の保護に係る誓約書等、甲が定める書類を提出しなければならない。

1 7 その他付帯事項

本業務に携わる者は、あらかじめ甲に届出し、承諾を得ること。なお、契約締結後速やかに甲所定の様式にて届出すること。

1 8 その他

- (1) 本仕様書に疑義がある場合は、甲に質問し、その指示を受けること。
- (2) 本仕様書に定めなき事項については、甲と協議のうえ解決するものとする。
- (3) 別紙3「暴力団等の排除について」に記載の事項について、遵守すること。

別紙1 システム構成明細

区 分	品名・仕様・型番	数量	保守 対象
O C R本体	本体 TOM9500ex 片面タイプ	2	-
	表マルチセンサ機構	2	-
	マルチドロップアウト機構	2	-
	カラー画像入力機構	2	-
	OCRフレンド基本	4	-
	専用スキャナ制御11	2	-
	OCRパッケージ4	4	-
	OCRパッケージ4/VFG	2	-
	認識基本	2	-
	OCRパッケージ4/拡張ユーティリティ	2	-
	OCRパッケージ/拡張Pack	4	-
	フリーエリア認識	2	-
	日付印認識	2	-
	オムニフォント英数カナ認識	2	-
	拡張認識	2	-
O C R制御端末	本体 ESPRIMO D7014/RX	2	○
	OS Windows 11 pro		
	CPU intel Core i5		
	メモリ 8GB		
	ストレージ SSD 256GB		
	液晶ディスプレイ プリンストン PTFBLE-22W	2	○
	USB日本語キーボード	2	○
	USB光学マウス	2	○
	読取プログラム	1	-
	Microsoft Access LTSC 2024	2	○
	Microsoft SQL Server 2022 Standard Edition	1	○
	Microsoft SQL Server 2022 Device CAL	3	○
	PCオンサイト保守5年	2	○

区 分	品名・仕様・型番	数量	保守 対象
修正用端末	本体 FUJITSU ESPRIMO D7014/RX	2	○
	OS Windows 11 Pro		
	CPU intel Core i3		
	メモリ 8GB		
	ストレージ SSD 256GB		
	液晶ディスプレイ プリンストン PTFBLE-22W	2	○
	USB日本語キーボード	2	○
	USB光学マウス	2	○
ページプリン ター	Microsoft Access LTSC 2024	2	○
	PCオンサイト保守5年	2	○
	EPSON LP- S3290Z 増設1段カセットセットモデル	1	○
	USBインターフェイスクーブル	1	○
	LP-S3290Z 定期交換部品付サービスパック5年	1	○